

第26回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第6日)

平成21年3月25日(水曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本一良	書記	井戸和美
説明のため出席 した者の職氏名 (25名)	町長	庵途典章		
	教育長	勝山剛	天文台公園長	黒田武彦
	総務課長	達見一夫	財政課長	長尾富夫
	まちづくり課長	前澤敏美	生涯学習課長	福井泉
	会計課長	小河正文	税務課長	上谷正俊
	住民課長	木村佳都男	健康課長	井村均
	福祉課長	内山導男	農林振興課長	大久保八郎
	建設課長	野村正明	地籍調査課長	船曳利勝
	商工観光課長	廣瀬秋好	農業共済課長	田村章憲
	下水道課長	寺本康二	水道課長	西田建一
			教育委員会 総務課長	坪内頼男
	教育委員会 教育推進課長	岡本正	消防長	加藤隆久
	上月支所長	金谷幹夫	南光支所長	春名満
	三日月支所長	飯田敏晴		
	欠席者 (2名)	副町長	高見俊男	クリーンセンター 所長
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 議案第 14 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 2 . 議案第 15 号 佐用町青少年育成センター設置条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 3 . 議案第 24 号 佐用町学校給食施設条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 4 . 議案第 25 号 佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 5 . 議案第 13 号 佐用町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 6 . 議案第 16 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 7 . 議案第 18 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 8 . 議案第 21 号 佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 9 . 議案第 3 号 町道路線の変更について（委員長報告）
- 日程第 10 . 議案第 4 号 町道路線の認定について（委員長報告）
- 日程第 11 . 議案第 5 号 区域外道路の認定の承諾について（委員長報告）
- 日程第 12 . 議案第 19 号 佐用町営住宅条例等の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 13 . 議案第 20 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
- 日程第 14 . 議案第 40 号 平成 21 年度佐用町一般会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 15 . 議案第 41 号 平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 16 . 議案第 42 号 平成 21 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 17 . 議案第 43 号 平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 18 . 議案第 44 号 平成 21 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 19 . 議案第 45 号 平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 20 . 議案第 46 号 平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 21 . 議案第 47 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 22 . 議案第 48 号 平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 23 . 議案第 49 号 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 24 . 議案第 50 号 平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 25 . 議案第 51 号 平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 26 . 議案第 52 号 平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）

- 日程第 27 . 議案第 53 号 平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 28 . 議案第 54 号 平成 21 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 29 . 議案第 55 号 平成 21 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 30 . 請願第 1 号 物価に見合う年金引き上げを求める請願書(委員長報告)
- 日程第 31 . 閉会中の常任委員会所管事務調査について

午前 09 時 30 分 開議

議長(西岡 正君) 皆さん、おはようございます。本日、第 26 回の定例会の最終日でございます。皆さん方におかれましては、早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦労様でございます。

過日の本会議以来、それぞれ常任委員会等出席をいただき、各慎重に審議を賜り、大変ご苦労さんでございました。本日も、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

欠席報告をいたします。副町長の方から欠席の届けをいただいています。それから、谷口クリーンセンター所長の方からも義理の父の死亡に伴う葬式の準備のためということで、欠席届をいただいております。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

-
- 日程第 1 . 議案第 14 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について(委員長報告)
- 日程第 2 . 議案第 15 号 佐用町青少年育成センター設置条例の制定について(委員長報告)
- 日程第 3 . 議案第 24 号 佐用町学校給食施設条例の一部を改正する条例について(委員長報告)
- 日程第 4 . 議案第 25 号 佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について(委員長報告)

議長(西岡 正君) 日程第 1 ないし日程第 4 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議案第 14 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 15 号、佐用町青少年育成センター設置条例の制定について。

議案第 24 号、佐用町学校給食施設条例の一部を改正する条例について。

議案第 25 号、佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 24 号、議案第 25 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託しておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、石黒永剛君。

〔総務常任委員長 石黒永剛君 登壇〕

総務常任委員長（石黒永剛君） おはようございます。それでは、総務常任委員会に付託されました議案第 14 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について以下、議案 15 号、議案 24 号、議案 25 号、佐用町一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の制定についての 4 議案を一括して順次ご報告申し上げます。

審査は、平成 21 年 3 月 4 日、午前 9 時 26 分から 10 時 37 分まで、場所は、3 階委員会室兼控室において行いました。

出席委員は、委員 7 名、私以下、岡本安夫議員、岡本議員、それから笹田議員、矢内議員、吉井議員、西岡議員であります。

当局からは、町長、教育長、総務課長、税務課長、生涯学習課長、教育委員会から総務課長、事務局より事務局長でありました。

まず、議案第 14 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、まず当局より補足説明をいただきました。

今回の条例は、本年 4 月に設置計画している青少年センターの設置に伴う運営委員会委員の報酬の追加と学校医の報酬改定であると。学校医については、兵庫県教育委員会と県医師会との協議決定による県立学校医報酬算出額を基準に改定しようとするもので、当町においても佐用郡医師会、歯科医師会との覚書によって、その報酬の改定を考えるものである。また、自治会報酬については、現在においても平等割 50 パーセント、戸数割 50 パーセントをもって報酬を支払っており、報酬実施に即した表現とした。ということであり

ます。

質疑といたしまして、学校医の報酬について減額になっているのは生徒数の減少が理由か。また、自治会報酬は集落によって変わるのか。

これに対して、答弁といたしまして、学校医については、昨年 10 月、郡医師会長、歯科医師会長と協議を行い、1 年遅れとするが、県の改定に準じ理解を得て、それぞれ医師会と覚書を交わした。生徒数減とするものではない。自治会報酬については、実態に即した表現としたものであり、何ら変更はない。

結果、討論もなく全員賛成にて原案可決となりました。

続いて、議案第 15 号、佐用町青少年育成センター設置条例の制定について、補足説明をいただき、本条例は、青少年健全育成を、全町的な活動として展開していくための拠点となる機関として、センターの設置をし、その業務、職員、運営委員会等の基本的事項を制定するものである。業務内容については、専門職員を配置し、補導や環境浄化、広報啓発、相談業務と関係組織や地域との連携を深め、その活動の展開をはかる。

質疑といたしまして、運営委員会の開催は、定期的に行うのか。具体的な日常の業務はと。

答弁を求め、日常的に、巡視活動、相談業務、関係機関との連絡調整が主となるが、巡視活動を中心としたものになる。運営委員会の開催は、運営、活動方針の決定と関係機関の調整とし、これを決定とする。センター業務は、常に活動組織、関係機関の連携を密にし、情報交換の中から組織として健全育成の推進を図る。運営委員会の開催は、年概ね 3 ないし 4 回となる。

討論もなく全員賛成をもって原案を可決いたしました。

続いて、議案第 24 号、佐用町学校給食施設条例の一部を改正する条例について、補足説明を受け、平成 21 年 4 月 1 日より、給食費及び給食施設の管理費等を考え幕山小学校給食施設を廃止し、その業務を佐用学校給食センターに移行するために、佐用町学校給食設置条例第 2 条の表の幕山小学校給食施設の項を削除するものである。

質疑といたしまして、今後一本化を考えているのか。自校方式を中止することに合意を得ているのか。また、佐用給食センターに移行することは、了解したいが、幕山小自校方式を現段階で中止しなければならないのか。効率化を考えることは当然だが、経費削減での合理化はどうかと思うと。

答弁といたしまして、一昨年ぐらい前から検討をしてきたと。幕山小の保護者の理解は得ていると。現在、50 食を賄っているが、100 食を切れれば、単独の調理場の賄い関係が厳しく給食費にひびくと。更に、施設の老朽化も問題になってきていると。また、幕山小学校以外の給食施設も経年老朽化の問題を抱えて運営をしているような現状である。そういったことから、その他の施設をも、諸般の事情も勘案した上で、センター一本化の計画を持っていると。

討論といたしまして、詳しくは、本会議では行おうが、この条例によってセンター一本化を表明しているので、それに対し反対をする。

賛成討論といたしまして、学校給食センターは必要である。学校給食は、父兄からの給食費で賄われており、コストも低く、いい物を安く食べさせる。そういう状況で行うのが賢明である。総合的に判断して、本条例改正に賛成する。

結果、表決により原案賛成、挙手多数により可決いたしました。

続いて、議案第 25 号であります。佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、補足説明をいただき、本条例は、上位条例である地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、専門的知識経験者や、優れた識見を有するものを、一定の期間活用し、遂行することが特に必要とされる。その業務に従事させようとする場合には、本条例を定めることによって、任期を決め、一定期間採用することができるとし、この定めにより本年 4 月から本年 9 月までの半年間の間、税務課において週 2 回程度、兵庫県から個人住民税特別対策官の派遣を仰ぎ、住民税の滞納徴収業務・困難な事例における指導を仰ぐため、佐用町職員として徴収吏員証を交付する必要がある、そのためには、兵庫県と佐用町の併任職員としなければならないとし、よって本条例の制定を必要とするものである。

質疑といたしまして、4 月から 9 月までの半年間の条例の制定か。更に、申告時の職員不足に対応できる専門的知識者雇用にも適応できる条例となっているのか。専門的知識を有する人材 6 人の派遣を求めているのかと。また、町から派遣を求めたものかと。また、佐用町の徴収率は高いのに、なぜかと。また、徴収困難な事例は。公務員のアウトソーシング化とはならないかと。給料支給は、どこがするのかと。第 6 条の 3 行目、文字が欠落していないかというような質疑がありました。

それに対して、答弁とし、短期任用のみの条例制定ではなく、今回は、税務業務としているが、その他の業務においても任用が必要となれば、この条例に準じてということになる。そういったことを考慮して一般標準的条例としている。今、兵庫県には 1 チーム 6 人の整理回収チームがあり、その内の 1 人に、給料は、兵庫県を負担として、派遣を求めるものであるが、交代人事もあり得る。今回、指導を仰ぐものは、徴収困難な事例の 1 つとして、所有者、納税義務者の死亡、納税義務者の継承、こういったところに、県で蓄積された滞納整理の技術の指導を受けたい。この派遣によってアウトソーシングして職員減を考えているものでなく、そういうところまでは及んでいない。給料は、県の支給としてい

るが、特に飛びぬけた知識、技能を有するものの採用に関しては第8条、特定任期付職員として給料表を適用する。

討論といたしまして、反対、職員の削減や民営化の促進、不定期の雇い止め、更に、公務員制度の原則をゆがめることにつながることによって反対する。

賛成、佐用町は、徴収率は非常に高いが、なお専門的知識を習得し、徴収率の一層のアップを図りたい。また、職員の交流は、知識、技能を高め職員教育にもつながり賛成すると。

表決の結果、原案賛成、挙手多数により可決いたしました。

以上、ご報告いたします。詳しくは、議事録を作成しておりますので、ご一読願いたいと思います。終わります。

議長（西岡 正君） 総務委員長の審査報告は終わりました。

議案第14号から順次、委員長報告に対しての、質疑及び討論・採決を続けて行いますのでよろしくお願いをいたします。

議案第14号について、委員長報告の質疑を行ないます。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 全員であります。賛成全員であります。よって、議案第14号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第15号について、委員長の報告に対して質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決するこ

とに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 15 号、佐用町青少年育成センター設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。
議案第 24 号について、委員長報告の質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。
これから、討論に入りますが、ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） はい、笹田鈴香です。私は、反対討論をさせていただきます。
議案第 24 号、佐用町学校給食施設条例の一部を改正する条例について討論を行います。
本条例は、幕山小学校給食施設を廃止し、業務を佐用町給食センターに移行するというものですが、説明によると給食センターの統合を見据えたものになっております。一カ所集中型にすると、自校方式と比べコスト削減になるかもしれませんが、そうなれば大量購入となり地元野菜など地産地消と言いながら使用量は少なくなります。また、各学校との距離も遠くなり、暖かいものが暖かいまま食べられなくなります。また子ども達に調理作業など様子も見えにくくなります。
また、あってはならないことですが、万が一〇157 のような事故が起きた時に、自校方式に比べ被害は大きくなる可能性もあります。コスト削減だけで決めていいのでしょうか。
今回の計画は、既に建設費用も予算化し、結果ありきの報告をし、一部の意見しか聞いておりません。もっと保護者などの声もきいて住民合意で進めるべきではないでしょうか。
本条例は、事後説明の条例改正であり賛成するわけにはいきません。
以上、討論を終わります。

議長（西岡 正君） 他に、討論はございますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） 議案第 24 号、佐用町学校給食施設条例の一部を改正する条例について賛成討論をいたします。

この議案は、幕山小学校の給食施設を廃止し、その業務を佐用町学校給食センターに移行するものであり、学校給食の一本化に繋がるということとは、直接関係ありませんが、行政あるいは行政側の立場として、行政経費の節減と住民サービスのバランスを考える時、集約して行うことができるものは、一日も早くやることこそ重要であり、給食センターの一本化については、保護者の給食費の負担は、明らかに安くなり少なくなり公平になります。

す。

いろいろと、これまで給食のことを求めていた皆さんから、こういうふうな疑問が出る
と思ひもありませんでした。拡大解釈であり、全く筋違いな反対討論と言わざるを得ない
と思ひます。よって、賛成いたします。

議長（西岡 正君） 他に、ございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 24 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決するこ
とに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、議案第 24 号、佐用町学校給食施
設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第 25 号について、委員長の報告の報告に対して質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これから、討論を行ないますが、まず、原案に反対の方から討論をお願いします。ござ
いますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。

議案第 25 号、佐用町一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の制定について、た
だ今より反対討論をいたします。

反対の理由の第 1 は、この度の提案は、税務課に県企画県民部より特別対策官の応援を
得るために条例制定が必要ということですが、本町の個人住民税の収納率は、県のランキ
ング第 1 位とう状況下で、また、当局の説明では、県の職員からアドバイスを受け、知識
を高めパワーアップするためと言いますが、現時点で必要と考えられません。

第 2 に、任期付き採用の問題点を次のように指摘されています。憲法は人権保障の見地
から住民に適切なサービスを提供するため、公務労働の中立、安定、継続性を求め、これ
に当たる職員は、全体の奉仕者と位置付けられています。公共業務を担う専門性は一朝一
夕に体得できるものではなく、職員集団の中で、相当長期間の勤務を通じた研鑽の積み重
ねの上に成り立つものであり、また、そのことが、公務能率の向上に寄与するものです。
こうした、公務労働を保証するためには、職員の身分の安定と賃金、その他の労働条件の
向上を図り、正規公務員を中心とする人員体制を確立することが不可欠です。しかし、今
回の任期付採用等は、職場の人員体制や公務員の身分保障などを土台から崩し公務労働の
安定性、継続性などを損ない公務員制度を大きく歪めることにつながるものです。

第 3 に、総務省は通常の業務は正規職員で行うことが基本であるとして、単に現状のサ
ービスの提供時間や提供体制を維持することはあたらず、あくまでもサービスの提供時間

を延長したり、または提供体制を充実させる上で、その後においても延長した提供時間や充実した提供体制を維持するために必要な場合としております。これは、公報第 54 号 2004 年 8 月 1 日。そして、図書館等の施設の早朝開館など提供時間の延長、来客者の多い時間帯の人員体制の強化を行う場合などを例示しております。という理由から、この議案第 25 号、反対の討論を終わります。

議長（西岡 正君） はい、次に賛成ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） はい、4 番、岡本です。議案第 25 号、佐用町一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の制定について賛成討論といたします。

県職員と一体となり、専門的知識の吸収、ノウハウを、町職員と滞納徴収（聴取不能）を仰ぐためであり、知識高揚もし、税金は、国や町の政を司り憲法により定められております。税金は、国民、町民が、全員平等に納めることで、国が成り立つものでございます。何ら、反対すべきものでなく、賛成討論といたします。以上。

議長（西岡 正君） 他にございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 25 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、議案第 25 号、佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 5 . 議案第 13 号 佐用町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について（委員長報告）

日程第 6 . 議案第 16 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 7 . 議案第 18 号 佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第 8 . 議案第 21 号 佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 日程第 5 ないし日程第 8 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議案第 13 号、佐用町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について。

議案第 16 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について。

議案第 18 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について。

議案第 21 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第 13 号、議案第 16 号、議案第 18 号、議案第 21 号については、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。

厚生常任委員長、山本幹雄君。

〔厚生常任委員長 山本幹雄君 登壇〕

厚生常任委員長(山本幹雄君) 厚生委員会の報告をいたします。議案第 13 号、議案第 16 号、議案第 21 号、4 案件を一括して説明させていただきたいと思っております。

日時は、平成 21 年 3 月 5 日木曜日、午前 9 時 27 分から 10 時 32 分。また、10 時 45 分から 11 時 6 分まで行い、場所は、役場 3 階委員会室兼控室で行いました。

出席者は、委員 7 名全員。説明のために出席した者としては、町長、福祉課長、健康課長、下水道課長。職務のため出席した者としては、西岡議長と岡本局長であります。

第 26 回定例会付託案件審査につきましては、4 議案についてですが、議案第 13 号、佐用町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてと、議案第 16 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について。また、議案第 18 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例について。そして、議案第 21 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第 13 号、佐用町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、当局の補足説明を求めました。

健康課長、平成 21 年度から介護保険従事者の処遇改善を求めました介護報酬の改正が全国平均 3 パーセントアップ。本町におきましては、2.8 パーセントアップで行われます。これに伴います介護保険料の急激な上昇を抑制するため、その影響額を平成 21 年度におきましては、全額の 2.8 パーセント。それから 22 年度におきましては、半額の 1.4 パーセントを国庫で負担するようになっております。そのために、前もって国庫負担相当額を特例交付金として平成 20 年度会計において、平成 21 年 22 年度を全額を受け入れるようになっている。そのために、基金を積み立てようというものである。

附則におきましては、本条例の施行は、交付の日から施行し、平成 24 年 3 月 31 日に、その効力を失うものである。

質疑といたしまして、国の方で介護報酬の引き上げ、それをもって、佐用町がということであるが、佐用町の実態としてどのように捉えているのか。健康課長、実施されておられるという所が最終的には決められると思っております。

質疑、実態を町や国の方が改善するような状況があつて報酬アップというふうになったかどうか。健康課長、前から従事されている方の賃金が安いと、若干思っていた。

質疑、賃金だけ改善されるということになってはいますが、サンホーム等は、毎月ぐらい歓送迎会をやるほど、職員の入れ替えが激しい。町内にある施設の実態を、どれ程つかんでいるのか。実態をつかまなければいけないのではないかと。町長、個々の施設の職員の充足の問題に関しては、把握してないが、話を聞いてみると、介護関係の職種にかかる、かなりの募集があつても、そちらの方へ行かない。なぜかと言えば、仕事はどうしてもきついし、特に夜勤もある。賃金は、そちらの方が、多分少し高いと思う。これは、町臨時職員よりという意味です。しかし、皆、楽な仕事という考え方があつて、朝陽ヶ丘荘や特老、

老健施設、そういった所では、常時募集しているが、そちらの方には向かないような状況である。賃金だけの問題ではないと思う。皆さんが敬遠される状況にはある。

質疑、21年度の保険料軽減交付額を算出基準の中で、3年平均の補正後の被保険者の見込みが1万7,000人程度になっているが、21年度の補正後の被保険者数で言えば、5,983人。3年平均すれば、今の動向からすれば、もう少し増加するんじゃないか。また、1万7,934人の算出根拠は何か。健康課長、3年間の平均は電算の関係で出てきた人数です。

質疑、全国が3パーセントで佐用町は2.8パーセント。その基準は何か。健康課長、地域区分毎に設定されている1単価について、佐用町は、その区分の地域になっている。その他の地域では、今回引き上げではないです。西播磨の方では、その他の地区で2.8パーセントアップです。特別地区、甲地区、乙地区、その他の地区とあり、佐用地区は、その他の地区に該当します。

質疑、国の法律では3パーセント介護報酬上げると謳っているんでしょ。健康課長、全国平均です。

質疑を終結し、討論に入る。討論なく、討論を終結し、議案第13号、佐用町介護従事者処遇改善臨時特例基金の制定について、原案の賛成の方の挙手を求め、挙手全員で、議案第13号、佐用町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、原案どおり可決されました。

続いて、議案第16号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、担当課長より補足説明を求めた。

福祉課長、福祉医療で4医療あり、条例毎に取り扱いが違う。

第1点目は、県の福祉医療関係の要綱の改正があり、それに準拠するものとして、それぞれの医療費毎に制度の見直し等が図られる。

もう1点は、福祉医療費の助成制度の中で、いわゆる乳幼児の医療制度を、現行では、町単独で小学校6年生までで、町の方は一部負担金を除き拡大しておりますが、今後、中学生にも適用したい。義務教育終了時まで、幅を広げ少子化対策の柱としてというものが、大きな改正の2件の特徴である。

それぞれの医療費毎に説明させていただきます。

まず、老人医療費の助成事業について、対象者の所得制限の見直しがかかっております。今まで、低、低 というふうに分けて、低所得者を判定していたのが、今回、県の事業見直しがあって、低所得者、所得が一番低く、年金収入額が65万円未満の方が対象になっていたのが、80万円まで引き上げられる。低、次に所得の低い段階ですが、これで、年金収入が211万円、扶養家族が1人の場合という規定であったものが、引き下げられ、給与収入が145万円、年金収入を加えた所得額が80万円以下と軽減をされ、低 については、若干対象者が除外されるというふうになっている。

次は、重度障害者医療制度の助成事業であります。外来等の一部負担金の個人負担金について1回につき100円上がる。今まで、1人500円だった負担金が外来では100円上がり、低所得者については、外来が300円だったものが100円上がっている。

入院の場合は、外来の4倍ということで、低所得者、一番最低限の方については、月額の上限が1,600円。それから、通常の方については、2,400円という負担になっている。この所得判定基準は、今までは、所得金額によって判定していたが、今回、障害者自立支援法等絡みの中で、市町村民税の所得割税額が23万5,000円未満について適用しようという形になっております。所得にして593万円の方が対象になっている。本町の事業で言いますと、そんなに対象者の増減もない。市町村民税の23万5,000円というのは、非常に高い設定であり、役場の管理職でも扶養の状況によっては、これに入る。

乳幼児医療の改正ですが、これも外来で1医療機関につき1回まで700円だったものが

800 円に引き上げられるというものであります。

それから、母子家庭等の医療費の助成制度であります。改正点は、外来が、1 回、一般の人は 500 円、低所得者でも 300 円だったものが、それぞれ 100 円ずつ引き上げられるというものである。所得制限について、見直しはなかった。町独自で中学校 3 年生まで一部負担金を除き医療費を助成していくということについては、年間の町独自の負担額は、600 万円相当になると見込んでいる。

質疑、所得制限の影響について伺いたい。老人医療の他の分野において、ほとんど影響がないということであるが、人数で言えば、どれぐらいの方に影響があると見込んでいたのか。福祉課長、だいたい 700 人ぐらいが対象になり、62 名程度が低所得者に含まれるのかと思う。低所得者の区分については、30 名から 40 名程度が予想される。

質疑、医療機関で一度払ったものを、町に来て払い戻しをしていただく、それはいいんだが、最初から就学前のような状態にするのが利用する人にとっては、よい改善できないか。福祉課長、医療費は、病院で実際に掛かった人が一部負担金を払っていただくのが原則である。医療機関が、国保連合会へ、受給者に応じて請求していただいて、国保連合会を通じて、それぞれ県と町の負担分の精算をします。

質疑を終結し、討論に入るが、討論はなく、討論を終結し、直ちに議案第 16 号についての採決を諮る。賛成挙手、全員で議案第 16 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

議案第 18 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例についても、担当課長より補足説明を求めた。

健康課長、今回第 4 期の介護保険の見直しということで、標準の年額保険料 4 万 3,200 円。月額 3,600 円ということでございます。附則におきまして、公的年金の収入金額及び合計所得額が 80 万円以下である者につきましては、保険料が軽減できる特例措置が設けられていることにより、第 4 段階を細分化して、その負担割合を 0.83 と定め、年額 3 万 5,856 円とするものがございます。

質疑、条例の引き上げによって会計上、年間どれぐらい増収になるのか。健康課長、21 年度予算で言えば、2 億 5,846 万 6,464 円となっており、当初予算で 2,441 万 5,000 円。

質疑、2,441 万 5,000 円の増額分について、基金の取り崩しなどの工夫があると思うが。健康課長、5,500 万円、全額取り崩す。

質疑、1 億円あったのでは。健康課長、12 月補正時点で、5,152 万円ほどで、トータルで 5,500 万ほど取り崩している。

質疑を終結し、討論に入る。まず、反対討論を諮った。反対討論あり。

反対討論、今回の条例改正は介護保険料 500 円引き上げになっています。引き上げはするなという立場で、具体的な詳細については本会議で討論したいと思います。

続いて、賛成討論を伺ったが、賛成討論はなく、討論を終結し、直ちに、議案第 18 号の採決を諮る。採決の結果、賛成多数で、議案第 18 号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

議案第 21 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例についても、担当課長の補足説明を求めた。

下水道課長、さわやか協議会と生活排水処理での浄化槽を統合しようという中で、さわやか協議会を解散する。それで、個人財産である 12 万ほどの負担をしていただいた浄化槽を寄付していただいて、町管理にするということでの条例改正である。寄付については、3 基あり、不明分は 2 基あります。

質疑を終結し討論に入る。討論がなく、ただちに討論を終結し、議案第 21 号の採決を諮る。採決の結果、挙手全員で議案第 21 号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を

改正する条例については原案どおり可決されました。

これで、4議案の報告を終わります。

議長（西岡 正君） 厚生常任委員会の委員長の審査報告は終わりました。

議案第13号から委員長の報告について、順次、質疑及び討論・採決を続けて行いますのでよろしく願いいたします。

議案第13号について、委員長の報告に対して質疑ございますか。ありませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。

これから、討論を行いますが、まず、原案に反対の方からお願いいたします。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第13号、佐用町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第16号について、委員長の報告に対して質疑を受けます。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。

これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） 議案第16号、福祉医療費助成条例改定の賛成討論を行います。

当条例改定は、使用限度額の引き上げや所得制限額の引き上げが一括提案されており、特に、老人については、影響が多いもので賛成しかねる部分もありますが、乳幼児医療費助成の15歳までの拡充に賛成し賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決すること

に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 16 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
議案第 18 号について、委員長報告の報告に対して質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬゑ君） 議案 18 号、介護保険条例改正に対して反対の討論を行います。
同条例改正は、3 年ごとの見直しによる第 4 期事業計画に伴い介護保険料の基準月額を 500 円引き上げ 3,600 円にするものです。この負担増は被保険者にとって苦痛といえるものであり引き上げに反対です。3 年前の改正では、保険料は各旧町ごとに 400 円、旧三日月の場合は 100 円を引き上げ、3,100 円にしました。結果、3 年間で会計には、準備基金という剰余金が生まれています。今、特に厳しい経済情勢の中にあり、今回の値上げは止めるべきです。厚労省は、昨年 8 月 21 日付で、保険料設定について、この会計の被保険者は、死亡などで保険料を納めた保険者の、被保険者でなくなる場合があることなどから、本来は、基金が造成された期における、被保険者に還元されるべきものであり、基本的には、次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものであるという基金取り崩しの要請文書を出しています。つまり、これまでの経過からみるならば、今期でも剰余金ができるのではないかと考えます。

また、佐用町では、介護認定者の内、在宅サービスを受ける関係者が、7 割近くに上りますが、在宅サービスの利用額は、利用限度額の約 45 パーセント、これは、平成 21 年 1 月現在です。こうした実態の中で、結果的に県下で保険料が低い状況が作られています。今回の値上げは、介護サービスの利用を更に控えざるを得ない要因となり、高齢者の実態を見ない値上げは認められません。

以上、反対討論とします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。
ないようですので。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 議案第 18 号について、賛成討論をします。
提案説明並びに委員会の審議でも明らかのように、本条例の改正については、今後進め

られる第4次の介護保険事業計画を適正に遂行するために必要不可欠なものであり原案に賛成します。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、議案第18号、佐用町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第21号については、委員長の報告に対しての質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第21号、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部を改正する条例については、可決されました。

日程第9． 議案第3号 町道路線の変更について（委員長報告）

日程第10． 議案第4号 町道路線の認定について（委員長報告）

日程第11． 議案第5号 区域外道路の認定の承諾について（委員長報告）

日程第12． 議案第19号 佐用町営住宅条例等の一部を改正する条例について（委員長報告）

日程第13． 議案第20号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 日程第9ないし日程第13を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議案第 3 号、町道路線の変更について。

議案第 4 号、町道路線の認定について。

議案第 5 号、区域外道路の認定の承諾について。

議案第 19 号、佐用町営住宅条例等の一部を改正する条例について。

議案第 20 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 19 号、議案第 20 号については、所管の産業建設常任委員会に審査を付託しておりますので、産業建設常任委員長の審査報告を求めます。

産業建設常任委員長、高木照雄君。

〔産業建設常任委員長 高木照雄君 登壇〕

産業建設常任委員長（高木照雄君） 産建常任委員会に付託されました議案についての審査報告をさせていただきます。

期日は、平成 21 年 3 月 6 日金曜日になります。午前 9 時 25 分より午後 2 時 45 分まで審査をさせていただきました。

場所は、役場 3 階の議員控室並びに委員会室でございます。

出席者は、議員 7 名、それから議長、局長、町長、建設課長、農業共済課長、事務局長でございます。

まず最初に開会あいさつを済ませまして、町長並びに議長からのあいさつを受けまして、第 5 号議案の区域外道路の認定の承諾についてということで、美作市の職員 3 名、われわれ議員 7 名、事務局より 2 名、建設課より課長職員 2 名、美作より 3 名の職員と共に現地の確認をしてまいりました。

それから、帰りまして、午後 1 時 30 分より開会をし、討論に入りました。

まず、議案第 3 号、町道路線の変更について。

委員より、中道線、延長の短縮によって 121.77 メートルが町道から外れ、戦線、下秋里は、263.69 メートルが町道から外れる変更になる。中道線、戦線、行政財産から普通財産になる、何か処分が決まっているのかということが質疑がありました。

課長より、中道線・戦線は、農林振興課の所管のほ場整備事業により区域内の町道の一部を農道として管理、整備を行うことに伴い、路線の起点、終点が変更になるものです。町道須安線道路改良工事及び力万橋架け替え工事に伴い、路線の起点及び経過地の一部が変更になるものです。町道力万本線・上月電装線は、町道須安線道路改良工事に伴い、路線の接続地が変わり、起点、終点が変わるものでございます。

質疑はなく、討論なし。第 3 号議案、町道路線の変更について採決をとりました。全員、賛成で可決いたしました。

続きまして、議案第 4 号、町道路線の認定について、課長より補足説明があり、町道庵前田下川原線は、県道上三河平福線庵地区内の道路の改良工事完成に伴い、県道の一部を佐用町に移管されることにより新設道路として認定するものです。町道久崎集会所前線は、本年度の新設改良工事に伴い、新設道路として認定するものです。町道幕山住宅線は、旧上月町営幕山住宅整備事業に伴い新規道路として認定するものです。そういう説明があり、質疑なし、討論なし。第 4 号、佐用町道路線認定について採決をとりました。全員賛成で可決いたしました。

第 5 号議案、区域外道路の認定の承諾について。先ほど申しましたとおり現地説明を午前中に行いまして、帰りましてから、審査に入りました。

委員より、提案説明では、平成 19 年度の合併時に台帳整理の中で発見され、皆田、才

金、旧上月町の関係なんですけれども、旧町時代に、その要望はしたことはないのか、そういった経過はないのかという質問に対して、課長より、美作市では、市町村合併により平成 19 年度市道台帳の整理を進めるうち、その中で美作市の道路の一部が佐用町地内を通過しているという道路認定の事務手続きがされていないということが分かり、この度、道路法第 8 条 3 項・第 4 項の規定に基づき美作市道日名倉線・大内谷大聖寺線・蓮華寺 1 号線の区域外道路の認定・承諾をお願いするものであります。という補足説明がありました。

更に、委員の方から逆に佐用町が岡山県か上郡町に町道が走っているケースがありませんかという質疑がありました。課長は、未だ、町では、未だ、その事務をやっていない。課内で検討した段階では、道路台帳で見る限り、旧上月町にあるような気がします。

委員より、その台帳整理は、いつやるのか。課長、未だ決まっていない。

委員より、現実に佐用町の領域にある道路を岡山県のものと言われることはおかしいのと違うかと。佐用町の領域にあるものは、佐用町のものではないかという質疑がありました。課長より、この道路は、岡山県の道路です。たまたま、佐用町に存在する地所ですけども、佐用町のものではなく岡山県の道路です。議会の承認を取っていなかったから、正式に美作市の道路として、議案書に挙がっていますとおり、835-9(聴取不能)は、所有者を改めて調べますと、後山自治会となっております。全部、ここが持っているということで、経過があって、行政界は佐用町ですけども、いろんな事業の中で開発された道路だと思います。ということで、質疑、討論を打ち切り、採決に入りました。全員賛成で、第 5 号議案、区域外道路の認定の承諾については、原案どおり可決いたしました。

この 5 号議案につきまして、私も納得がいきませんでしたので、課長に再び委員会が終わってから報告しまして、どうなっているかという明細書、改めたものを持っております。もし、欲しい方がありましたら、おっしゃっていただけましたら、見せたいと思います。

続きまして第 19 号議案、佐用町営住宅条例等の一部を改正する条例について。

委員より、暴対法、いろんなものはあるけれども、暴力団員だったけど、今は現在、足をあらって、一般の人、準構成員とか企業舎弟とかいうふうな人たちのことを、解釈しているのか。課長、4 月以降は、その本人が、暴力団員かどうかということを調査し、これらの同意を当然させてもらいます。警察の協定の中で、暴力団員であるかどうかは、警察の見解等を聞き、台帳というような物があるようなので、その判断を、密にして連携を取って専門家の意見を聞きながら進めていきたい。

委員より暴力団員に入居させないということは当然の処置ですが、プライバシーの関係、暴力団員かどうかということに加え、この人の過去がないかと、余計なことを調べるようなことがないようプライバシーをもってやって欲しい。そういう意見がありました。課長より、町営住宅における暴力団排除について、関係条例、規則を改正し、その内容は、町営住宅への入居申し込み及び同意は、暴力団である場合には、入居資格なしと規定します。同意または、入居する申請の場合、暴力団は承認しません。これらを確認するために、入居時申し込み書類に暴力団員であるか否かの確認の承諾をとることとし、これをもとに佐用署生活安全課に確認をお願いし進めたいと思います。また、現在、入居している人については、不当・不正な迷惑行為のある極めて重大な行動がある場合には、警察と、警察へ照会して取り組みます。また、兵庫県佐用警察と協定を密にし、連絡協議体制を確立し、事態の態様や必要性に応じた適切な指示を受けることとしております。

以上、質疑、討論を終えまして、議案第 19 号、佐用町営住宅条例等の一部を改正する条例について全員賛成で、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第 20 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について、課長より補足説明があり、現在、水稻につきましては、1 筆方式としまして、7 割補償という

ことでやっております。改正しますのは、品質方式、9割補償、そしてこれには、減収、品質の低下があった場合にも、対応することになっております。このことについては、佐用町では採用しておりませんが、全相殺方式の、この9割補償、これに対応しておりますけれども、条例上、整備しとけということで条例を整備。したいと思います。

委員より、この品質方式は、該当者がいないこと、共済掛金率も新しくなった佐用町の場合、そういった可能性があるのか。難しいから入らないのと違うかということで質疑があり、課長より、これに対応しますと、全筆実測し、坪刈りをしなければいけません。仮に20町も作っていて、1枚だけ被害にあった場合、全て全部を坪刈りにして、実績を積まないとなりませんので、中々人件費等対応するのができないということで、現在、対応しておりません。

この該当する、この共済について、佐用町では、可能性がないということですかという議員からの質問がありましたけれども、課長は、ないという返事をいただきました。

質疑並びに討論を終わり、採決に入りました。全員賛成によって議案第20号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

報告終わります。

議長（西岡 正君） 産業建設常任委員会委員長の審査報告は終わりました。

議案第3号から委員長報告について、順次、質疑及び討論・採決を続けて行いますのでよろしく願いいたします。

議案第3号について、委員長報告に対して質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。

これより、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） 討論を終結いたします。

これより、議案第3号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第3号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

議案第4号について、委員長報告に対して質疑を行いますか、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第4号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第4号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。
議案第5号についての委員長の報告に対する質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第5号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第5号、区域外道路の認定の承諾については、原案のとおり可決されました。
議案第19号について、委員長報告に対する質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
続いて、討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第19号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第19号、佐用町営住宅条例

等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第 20 号について、委員長報告に対して質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を、ありませんか。ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 20 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 20 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をしたいと思います。再開を 10 時 45 分といたします。

午前 10 時 33 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

-
- 日程第 14. 議案第 40 号 平成 21 年度佐用町一般会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 15. 議案第 41 号 平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 16. 議案第 42 号 平成 21 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 17. 議案第 43 号 平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 18. 議案第 44 号 平成 21 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 19. 議案第 45 号 平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 20. 議案第 46 号 平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 21. 議案第 47 号 平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）
- 日程第 22. 議案第 48 号 平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について（委員長報告）

- 日程第 23 . 議案第 49 号 平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 24 . 議案第 50 号 平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 25 . 議案第 51 号 平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 26 . 議案第 52 号 平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 27 . 議案第 53 号 平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 28 . 議案第 54 号 平成 21 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について(委員長報告)
- 日程第 29 . 議案第 55 号 平成 21 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について(委員長報告)

議長(西岡 正君) 続いて、日程 14 に入ります。

日程 14 ないし日程 29 を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

議案第 40 号、平成 21 年度佐用町一般会計予算案の提出について。

議案第 41 号、平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について。

議案第 42 号、平成 21 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出について。

議案第 43 号、平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について。

議案第 44 号、平成 21 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について。

議案第 45 号、平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について。

議案第 46 号、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について。

議案第 47 号、平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について。

議案第 48 号、平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について。

議案第 49 号、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について。

議案第 50 号、平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について。

議案第 51 号、平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について。

議案第 52 号、平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について。

議案第 53 号、平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について。

議案第 54 号、平成 21 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について。

議案第 55 号、平成 21 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてを議題といたします。

議案第 40 号ないし議案第 55 号については、所管の予算特別委員会に審査を付託しておりますので、予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

予算特別委員会委員長、矢内作夫君。

〔予算特別委員長 矢内作夫君 登壇〕

予算特別委員長（矢内作夫君） それでは、予算特別委員会の審査の経過並びに結果についての報告をいたします。

本委員会は、平成 21 年 3 月 3 日、第 26 回佐用町議会定例会、平成 21 年度各会計予算につき慎重審査を期すため、議員全員の構成により設置をされたもので、委員長に、私、矢内が、副委員長には、金谷英志君が指名をされました。

本会議において付託をされました案件の審査の経過及び結果については、会議規則第 73 条の規定により報告をいたします。

付託を受けました予算の審査は、平成 21 年 3 月 9 日に一般会計を、翌 10 日に前日に引き続き一般会計、そして特別会計 14 件の審査を行いました。

日時は、平成 21 年 3 月 9 日及び 10 日の 2 日間、午前 9 時より。

場所、当佐用町本会議場。

初日 9 日には、遅刻、山本委員、石黒委員。早退、松尾委員。10 日、松尾委員、途中 1 時間退席。

説明のための出席職員は、町長及び関係職員の出席であります。予算特別委員会、両日とも高見副町長が欠席。

平成 21 年 3 月 9 日は、午後 4 時 30 分まで、平成 21 年 3 月 10 日は、午後 3 時 55 分に閉会をいたしました。

次に、審査の経過についてであります。当委員会は、全員による委員会でありまして、この場では、省略をいたします。なお、質疑など詳細につきましては、事務局で、現在調整中の予算特別委員会の会議録で確認をいただきますようお願いをし、審査結果のみを報告をいたします。

審査事項、議案第 40 号、平成 21 年度佐用町一般会計予算案の提出については、質疑、討論、採決を行い、原案可決されました。

次に、議案第 41 号、平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出については、質疑、討論、採決を行い、原案可決されました。

議案第 42 号、平成 21 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出については、質疑、討論、採決を行い、原案可決されました。

議案第 43 号、平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出については、質疑、討論、採決を行い、原案可決されました。

議案第 44 号、平成 21 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出については、質疑、討論、採決を行い、原案可決されました。

議案第 45 号、平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出については、質疑、討論、採決を行い、原案可決されました。

議案第 46 号、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出については、質疑、採決を行い、原案可決されました。

議案第 47 号、平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出については、質疑、採決を行い、原案可決されました。

議案第 48 号、平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出については、質疑、採決を行い、原案可決されました。

議案第 49 号、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出については、質疑、採決を行い、原案可決されました。

議案第 50 号、平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出については、質疑、採決を行い、原案可決されました。

議案第 51 号、平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出については、質疑、採決を行い、原案可決されました。

議案第 52 号、平成 21 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出については、質疑、採決を行い、原案可決されました。

議案第 53 号、平成 21 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出については、質疑、採決を行い、原案可決されました。

議案第 54 号、平成 21 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出については、質疑、採決を行い、原案可決されました。

最後に、議案第 55 号、平成 21 年度佐用町水道事業会計予算案の提出については、質疑、採決を行い、原案可決されました。

町長をはじめ当局には、予算審議中、委員会の意見や要望等について十分検討をしていただき、できる限り効率的な予算執行並びに健全財政を特にお願いをする次第であります。

委員には、慎重審議を賜り予算案 16 件全てを原案のとおり可決すべきものと決しております。本委員会の結論のとおり可決していただくことをお願いを申し上げまして、予算特別委員会の報告といたします。以上です。

議長（西岡 正君） 予算特別委員会委員長の審査報告は終わりました。

予算特別委員会で、審議に対する質疑が、えっ、質疑は・・・終わりました。

議案第 40 号から、順次討論及び採決を続けて行いますのでよろしくお願いたします。

これから、議案第 40 号について、討論を行ないますが、まず、原案に対する反対の方からございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 失礼します。日本共産党の鍋島です。

私は、平成 21 年度佐用町一般会計予算案の反対討論をいたします。

本会計予算案の第 1 の問題は、佐用町を取り巻く、今の雇用・景気悪化のもとで町民の健康と暮らしを守る積極的な予算になっていないことであります。町民の健康を守る点では、確かに、これまで共産党町議団が町民と一緒に要求してきた、子どもの医療費助成制度の中学 3 年生までの拡充は評価できますが、県の福祉医療切捨て政策を、そのまま受け入れ、本町老人福祉医療制度受給者の 85 パーセントもの切捨てや、一部負担金の引き上げは、深刻な事態を引き起こすものであります。

また、高齢者等の通院にとって大事な外出支援サービス事業は、さよさよサービスの毎日運行や利用料軽減などで充実し、町民の声に真摯に応えるべきであります。

そして、特定疾患、いわゆる難病患者の療養交通費支給制度は、早期に限度額の引き上げと、子ども患者の付添い者を対象にすべきであります。

町民の暮らしを守る点では、どうでしょう。国の第二次補正予算は、実態として、本予算案と一体のものとして考えるべきであります。今回、佐用町には、地域活性化生活対策交付金が、4 億 135 万円余り交付されました。その活用として、町民の暮らし応援券 4,310 万円などの新規事業もありますが、ほとんどが当初から予定されていた事業の前倒しに充当されています。そこで、文字通り地域を活性化し町民の暮らしを守る立場に立つならば、この交付金の充当は、元々充当する予定だった財源が、いわば浮く形になり、新たな財源が生まれたこととなります。この財源を保育料や国保税の引き下げ、出生祝い金の旧上月町制度の復活や、学校給食費の引き上げを抑えるための町補助、また、スクールアシスタントを必要とする学校への差別なく配置することや、子どもの医療費助成制度の

中学3年生までの完全無料化、就学援助制度改善などに活用する積極的な予算にすべきであります。

第2の問題は町長の政治姿勢の問題であります。才金ファーム進出問題では、住民の意見は、住民無視の進出反対であり、この現状では、公害防止協定の締結をしないというのが、町長の見解であります。元々、この問題は、合意は、才金集落だけでよしとした、町長の誤りを、議会や町民の指摘を受けても正さなかった町長の姿勢に問題があったわけであり、町長は、行政の執行に対し、町民に十分情報を公開し、広く町民の声を聞き、その声を事業に反映させるという姿勢を貫くべきであります。この点では、学校給食センター一本化の進め方は問題であります。これまで庁舎内部での検討状況についての報告が議会や町民に明らかにされず4億3,000万円の建設費が予算計上されてから町民の意見を聞くとの姿勢は問題そのものであります。また、本町入札業務の異常な問題である落札率95パーセント以上や、一位不動の法則の改善を共産党町議団が再三指摘しても解決に向けて着手しない姿勢も大きな問題であると言わざるを得ません。

第3の問題は、町職員の雇用のあり方についてであります。今、雇用悪化の原因となっている派遣切りや期間工切りなどの非正規労働者の雇用問題では、同じ業務に3年以上派遣雇用した場合は、正規雇用しなければならないという法を無視した違法性が問われています。本町においては、コスト削減を優先しての臨時雇用は問題であります。確かに、コスト削減に努める必要性はありますが、保育士の採用で顕著に見られる長期間の臨時雇用は止めるべきであります。長期の雇用が必要ならば正規職員を配置することを行政は、率先して努めるべきであります。

第4の問題は、予算編成における歳入での過小見積り問題であります。合併後、この問題では、共産党町議団は、地方交付税の歳入見積もりは、明らかに過小見積りであることを指摘してきました。この結果、平成19年度予算編成から、この改善が行われたわけがあります。ところが、本予算案において、普通交付税の対前年比の減額は、基準財政需要額の対前年比の大きな減額があり得ない中、町税収入が対前年比で大きく落ち込むなど基準財政収入額の減額は明らかであることからして、明白な過小見積りであり是正すべきであることを指摘し、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、続いて、賛成ございますか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 平成21年度佐用町一般会計予算案について賛成討論をいたします。

各議員もご承知のとおりアメリカのサブプライムローン問題を発端に金融不安が広がり、世界で株価が暴落し、世界各国において、公的資金投入などの対策がとられております。また、ドル安、ポンド安、ユーロ安となっております。株価においても、一例を挙げると、ピーク時から比べて、ロシアで7割安、インドで5割安、韓国、中国においても大幅な株安となっております。また、東証ダウ平均株価が、昨日は、8,448円でしたが、一時7,000円そこそことなり、経済危機となっております。その影響で派遣社員の契約解除、大手企業から中小企業まで人員整理され、失業者が大幅な増加となっております。油断のない時代に入っていると思います。

わが佐用町においても、町民は、平成21年度の一般会計予算の1日も早い成立を願っていると思われれます。平成20年度の佐用町の一般会計予算は、123億2,237万4,000円

でしたが、平成 21 年度の佐用町の一般会計予算は、119 億 2,712 万円ですので、マイナスの 3 億 9,525 万 4,000 円となっておりますが、国県の補助金や交付金の減額、町の税収減など財政厳しい中での 21 年度の一般会計予算であると思います。若干の減額予算となっておりますが、保育園施設及び、さよう子育て支援センターの建設、また、小学校のプール、久崎の農協の用地購入、その他数多くの予算組みがなされており、町発展に伴う予算配分となっておりますことを、高く評価し賛成討論いたします。

議長（西岡 正君） はい、他にありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） 賛成討論いたします。

だいたい、先ほどの新田議員と同じような内容なんですけれども、まず、いつも指摘されております歳入の過小見積りについてですけれども、入りを量りて出するを制するという、財政の原則から過大見積りよりも過小見積りじゃなくて、余裕を持った歳入によって予算を組み立てるといのは、財政の鉄則であろうと思います。

100 年に一度と言われる世界同時不況の中、本町のような自主財源の少ない自治体は、国や県の財源の依存度が高く独自の政策の執行は困難であります。その中でも、本予算 119 億と、先般の補正予算の繰越 12 億を併せると約 131 億余りの思い切った積極予算が組めるということは、これまで健全で安定した財政基盤の構築を公約とした町長を筆頭に取り組まれた職員の皆さんの日頃の努力の賜物と思います。

特に、本町の特色である高齢者福祉への外出支援サービス事業に 590 万円の増額。また、乳幼児医療の中学生までの拡充や子育て支援センターなど若い世代への支援。更に、教育費において青少年健全育成センターの設置。あるいは、給食センターなどの必要な事業がタイムリーに、またスピーディーに執行されようとしております。更に、何よりも、町民が、町民の安心と安全の確保に行政は最も留意すべきであるとするなら、この度、生命と健康のよりどころの 1 つである医療機関への緊急医療等確保対策助成など、いわゆる、こういうものについては、協働のまちづくりの 1 つの象徴であろうと評価いたします。何よりも、このようなサービスを維持するためにも、より一層のコスト意識を末端の職員まで徹底し、協働のまちづくりに邁進されるよう期待して賛成討論いたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 40 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、議案第 40 号、平成 21 年度佐用町一般会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 41 号について討論を行ないます。まず、原案に反対討論の方ございますか。

〔 笹田君 挙手 〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 反対の討論をさせていただきます。笹田鈴香でございます。

私は、議案第 41 号、平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計予算に反対の討論をいたします。

今、異常に高い保険税が住民を苦しめ、滞納は 453 万世帯、加入世帯の 2 割を超えていると言われております。佐用町では国保の加入世帯は 2,929 件、その内滞納世帯は 169 件、資格証発行 24 件、短期証発行 64 件です。このような事態の元凶は、歴代政権による国保への国庫負担の削減です。40 パーセントから 36 パーセント、いまは 34 パーセントまで引き下げられています。しかし、政府は国庫負担の引き下げに背を向け続けています。

'09 年度から中学生以下の子供のいる滞納世帯に資格証は発行せず無条件で短期証が発行されることになりました。佐用町は昨年 9 月議会の決算委員会で、未だでしたが今回発行したということで、この件については安心しております。

昨年度から 40 歳から 74 歳までを対象とした特定健診が実施されました。従来のまちぐるみ健診と比較すると受診者が激減しています。貧血検査、眼底検査、心電図などがなくなりました。これらに対して、やはり町が負担をしてでも、今までどおりの項目は実施するべきだと思います。早期発見、早期治療は医療費の抑制にもなります。

国庫負担の引き上げ、国保税の値下げ、命にもつながる保険証の取り上げは絶対に、そして早急に止めるように求めて討論を終わります。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

〔 松尾君 挙手 〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7 番（松尾文雄君） 議案第 41 号、平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について賛成します。

国民健康保険は、自営業者や農業者など、会社などの保険に加入されない方を対象として、必要な医療給付を行う制度です。医療費を保険者と被保険者が一定の割合で負担し、疾病時の被保険者の経済的負担を軽減し、住民の健康増進に貢献しているものです。しかし、急速な人口の高齢化や医療の高度化による医療費増や昨今の経済状況の悪化、少子高齢化に加え、医療制度の改革により、国民健康保険事業を取り巻く環境は厳しい状況であります。このような中、本町の平成 21 年度の予算総額は 20 億 7,656 万 4,000 円と前年比 4.7 パーセント増であります。歳出は、保険給付費が 4.1 パーセントの増。後期高齢者支援金が 37.2 パーセントの増となっております。国民健康保険税は、医療費の増額や後期高齢者支援金の増額による財源不足との関係から、税率改正を見込み 8.6 パーセント増となっておりますが、健全な財政運営を図る上から、やむを得ないと考えます。過去の実績、医療費の動向等を考慮した予算編成になっていると思われれます。よって、議案第 41 号、平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について賛成し、賛成討論とします。以上です。

議長（西岡 正君） はい、他にございませんか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） 賛成討論いたします。

松尾議員が丁寧に賛成討論されたんですけれども、私、いつも思うんですけれども、こういう保険会計の予算を反対した場合の被保険者の影響力を考えたなら、到底反対できないはずなんです。確かに、いろんな問題あるんですけれども、ただ、姿勢を表明するところだけとは言え、反対すること自体無責任の極めと言わざるを得ない。よって、賛成いたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。

ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第 41 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、議案第 41 号、平成 21 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出については、可決されました。

続いて、老人保健特別会計に入ります。

これから、議案第 42 号について討論を行ないますが、ございますか。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。

議案第 42 号、平成 21 年度佐用町老人保健特別会計予算案に反対の討論をいたします。

本会計は、制度が廃止になりましたので、清算するものですが、老人保健制度自体に反対の立場を明確にしておきます。

顧みると 1960 年岩手県沢内村が 65 歳以上の老人医療費を無料化したことが端緒で全国に革新自治体に、その制度が広がり政府を追い詰め、ついに 1973 年 1 月 1 日から国の制度として 70 歳以上の老人医療費無料化制度が実施されました。

しかし、80 年代に入ると社会党が革新に転落し流れが逆転し、福祉をドンドン後退させてきました。

82 年 8 月鈴木内閣は、老人医療を有料制に逆戻りさせる老人保健法案を強行成立させ、10 年続いた老人医療無料化制度は廃止されたのです。その後、医療費の定額負担から定率 1 割負担へ、また現役並み所得者の 2 割負担、入院時の食費負担、部屋代の大幅値上げなど何度も改悪を重ねてきた高齢者いじめの制度であることが反対の理由です。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 4 番、岡本です。平成 21 年度、佐用町老人保健特別会計予算案について、賛成討論といたします。

佐用町は働く事業所、会社等がないがゆえ、若者が街に出てしまい、企業も少なく、税収も少なく、年老いた者が増え、高齢化率も 30 パーセントも超え老人保健特別会計にしても、一般会計からの繰入れや基金、交付金、国県の支出金に頼らざるを得ず、各自が老人を支える世になっております。町民全員が力を合わせ支えていかなければならず、やむを得ないものだと思っております。よって賛成とし賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） 他に、ございますか。
ないようですから、討論を終結いたします。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） 賛成討論をいたします。議案第 42 号について賛成討論をいたします。この議案はですね、吉井議員もおっしゃったように、老人保健が後期高齢者医療に変わるための、移行するための受け皿の保健であります。清算するための受け皿の議案に反対する理由は何もないと思います。よって、賛成いたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。
ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第 42 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、議案第 42 号、平成 21 年度佐用町老人保健特別会計予算案の提出については、可決されました。
後期高齢者医療会計に入ります。
これから、議案第 43 号について討論を行ないますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 議案 43 号、平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論を行います。

この会計は、昨年から実施された後期高齢者医療制度によるもので、75歳以上の高齢者だけを区別した保険会計です。同制度では、月額1万5,000円以上の年金受給者は、年金から保険料を天引されます。しかし、昨年10月からは申請で口座振替も可能になりました。また、一時的な保険料の軽減措置も行われます。しかし、保険料を1年以上滞納すると保険証を取り上げられ無保険になります。高齢者から保険証を取り上げない法の整備が求められているところです。保険料は、医療費の増加や高齢者の増加などで保険料の財源割合を自動的に10パーセントから12パーセント、15パーセントへと引き上げる仕組みになっています。これでは、際限なく保険料が引き上げられ、差別医療の被害も拡大します。同制度がある限り長寿を喜べません。撤廃するべきです。当会計における町長の姿勢は、国の施策を無批判に受け入れるものであり、町の高齢者の医療に資するものではないことを指摘し、本会計予算に反対します。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 議案第43号、平成21年度佐用町後期高齢者医療特別会計案の提出について賛成します。

本予算は、原則75歳以上の高齢者を対象とした医療保険に関するもので、今後益々少子高齢化が進み、医療費の増大が予測される中、長期的な展望に立ち、若年世代と高齢者自身の負担区分を明確にするなど、分かりやすい医療制度を作り上げるため、また、本町のような小規模自治体だけでは、長期に亘って安定した高齢者のための保険財政の運営が図られないことから、県を単位とした広域連合による運営を図ろうとするものです。

昨年、4月の本制度の開始時には、多くの問題点も提起され、また、特別徴収、いわゆる年金からの天引きについての是非など、多くの議論がされましてが、本制度発足後約1年、ようやく落ち着きを見せ、また、この間にも低所得者に対する保険料の軽減措置の強化の継続などもされています。

本町の平成21年度の予算総額は2億6,454万5,000円で、歳出の大半が県広域連合への負担金であります。現行の法制度の元、高齢者のための医療保険に係わるものとなっております。

よって、議案第43号、平成21年度佐用町後期高齢者医療特別予算案の提出について賛成し、賛成討論とします。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13番（岡本安夫君） 議案第43号について賛成討論いたします。

先ほどの41号と同じような理由なんですけども、この会計に反対した時の影響を考えるなら、保険者、被保険者だけでなく、他の自治体にも関係するものなので、反対するこ

と自体無責任なものだと思います。従って、賛成といたします。

議長（西岡 正君） 他にございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 43 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、議案第 43 号、平成 21 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

介護保険特別会計に入ります。

これから、議案第 44 号について討論を行ないますが、ございますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 議案第 44 号、介護保険特別会計予算案の反対討論をいたします。

その前に、議案に対する表決権というのは、各議員に保障された議会制民主主義の根幹をなすものであります。きちんとした論拠を示しての討論に対して、無責任呼ばわりするのは、この議会制民主主義を理解できないものと言わざるを得ません。このことを指摘しておきます。

本予算案の最大の問題は、第 4 期事業計画で、保険料の 16 パーセントもの引き上げが行われ、高齢者へ更なる負担増を強いていることであります。当局説明では、基金を全て取り崩しても保険料の引き上げは（聴取不能）なかったとのことですが、仮にそうであったとしても、高齢者の負担増を避けるため、一般会計からの繰入を当局はすべきであります。

ところが、財政の実態で見ると、平成 20 年末の基金残高は 5,900 万円余りとなっており、その間の高齢者保険料の貯金とも言える、その基金を全額取り崩すならば、16 パーセントもの保険料引き上げをする必要はありません。当局は、今回の引き上げを止め、加入者や利用者にとって必要なサービスを受けることのできる制度に改善することを強く求め反対討論といたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） はい、4 番、岡本です。議案 44 号、平成 21 年度佐用町介護保険特別会計予算案についての賛成討論といたします。

佐用町では、限界集落や消滅集落が段々と増え人口減少が起きております。保険料も上げなくてすむなら、それにこしたことはありませんが、介護を受ける老人が増え元気な若者が少ないがゆえ、お互いが力を合わせ、この制度を守り、受けられる人も受益者負担、それなりの負担がいります。町民各自が健康に留意し自己管理、運動体操等、自分の身は

自分が守り、自己管理し少しでも医療費が少なくてすむようにしなければなりません。

町民が力を合わせ助け合い介護保険制度が少なくなるように健康管理に努め、そして努力していかねばならないと思い、やむを得なく賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） 議案第 44 号に賛成の討論をいたします。

理由につきましては、先ほどの 41 号、43 号と同じような理由なんですけども、この会計もですね、国のルールの範囲で、適用、運用されていると思います。

誰も、その表決権の保障云々ということを申しているわけでもありませんし、議会制民主主義を無視した賛成討論でもありません。会計によってはですね、反対することが、どのような影響があるか、どのような議案についても、本当にこう 100 パーセント間違いないというような理由ではないと思います。特に、私は、こういう保険会計については、いろんな影響を考える場合、問題指摘はいいにしても、反対できるような議案ではないと思い、賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、他にございますか。

ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第 44 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、議案第 44 号、平成 21 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

朝霧園特別会計に入ります。

これから、議案第 45 号について討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 45 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 45 号、平成 21 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

簡易水道特別事業会計に入ります。これから、議案第 46 号については討論を行ないま

すが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 46 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 46 号、平成 21 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

特定環境保全公共下水道事業に入ります。

これから、議案第 47 号について討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 47 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 47 号、平成 21 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

生活排水処理事業特別会計に入ります。

これから、議案第 48 号について討論を行ないますが、ございませんか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 48 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 48 号、平成 21 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

西はりま天文台公園特別会計に入ります。

これから、議案第 49 号について討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。議案第 49 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 49 号、平成 21 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

笹ヶ丘荘特別会計に入ります。

これから、議案第 50 号について討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 50 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 50 号、平成 21 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

歯科保健特別会計に入ります。

これから、議案第 51 号について討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 51 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 51 号、平成 21 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

宅地造成事業特別会計に入ります。

これから、議案第 52 号について討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 52 号について、採決いたします。この採決は、挙手によって行ない
ます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決するこ
とに賛成の方の挙手を願います。

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 52 号、平成 21 年度佐用町
宅地造成事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。
農業共済事業特別会計に入ります。
これから、議案第 52 号について討論を行ないますが、ございますか。

〔「53」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ああ、53 号です。失礼。ありますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。
これより、議案第 53 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決するこ
とに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 53 号、平成 21 年度佐用町
農業共済事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。
石井財産区特別会計に入ります。
議案第 54 号に討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第 54 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決するこ
とに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 54 号、平成 21 年度佐用町
石井財産区特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。
水道事業会計に入ります。
これから、議案第 55 号について討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第 55 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 55 号、平成 21 年度佐用町水道事業会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 30 . 請願第 1 号 物価に見合う年金引き上げを求める請願書（委員長報告）

議長（西岡 正君） 日程 30、請願第 1 号、物価に見合う年金引き上げを求める請願書を議題といたします。

請願第 1 号については、所管の厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、厚生常任委員長の審査報告を求めます。

厚生常任委員長、山本幹雄君。

〔厚生常任委員長 山本幹雄君 登壇〕

厚生常任委員長（山本幹雄君） 請願第 1 号、物価に見合う年金引き上げを求める請願書について、厚生委員会の報告を行います。

日時、場所、出席者については、議案 13、16 号、議案 21 号で説明させていただいたとおりなので、省略させていただきたいと思います。

請願第 1 号、物価に見合う年金引き上げを求める請願について、まず紹介議員の説明を求めました。

紹介議員、経済的に大変な状況の中で年金そのものが、物価の上昇に見合って以前は引き上げられていたが、2004 年の年金制度の大幅な改定で、今の物価の状況と合わない状況がうまれています。内需拡大という意味でも支給する年金額が少ない、物価上昇前の生活水準を維持するためにも意見書として政府にあげていただきたい。

質疑、全日本年金者組合ということで、原田さんが代表をされているようだが、全国的な組合ですか。西播支部の会員というのは何名ぐらいおられるのか。紹介議員、西播支部は、まだ少ないと聞いているが、人数は把握していない。

質疑、消費者物価変動率は 1.4 パーセントぐらいで、年金額が国民年金だと 6 万 6,000 円で、年に 79 万 2,000 円。1.4 パーセント変動したということで、80 万 3,000 円ほどになる。その差額が 1 万 1,000 円ぐらいです。定額給付金が、2 万円当たるわけですので、緊急であれば補われると思うが。

質疑を終結し討論に入る。まず、反対討論を伺う。反対討論があり、詳しいことは、本会議において述べる。

続いて、賛成討論を伺う。賛成討論はなし。

討論を終結し、ただちに請願 1 号の採決を諮る。採決の結果、賛成、挙手少数で、請願 1 号、物価に見合う年金引き上げを求める請願書については原案どおり否決されました。

これをもちまして厚生委員会に付託されました請願についての報告とさせていただきます。

議長（西岡 正君） まだ。
いいですか。厚生常任委員会委員長の審査報告は終わりました。
請願第1号について、委員長の報告に対して質疑を行ないますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これから、討論を行いますか、ございますか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 原案に対して反対？

議長（西岡 正君） 今、討論ですから、討論していただいて結構ですよ。

8番（井上洋文君） 原案に対して反対討論を行います。それで、よろしいね。

議長（西岡 正君） はい、そうです。

8番（井上洋文君） 請願第1号、物価に見合う年金引き上げを求める請願書に反対討論を行います。

これまでの年金制度は、現役世代の保険料を、その年の年金に回す方式であったが、少子高齢化による給付と負担のバランスを保つために、働き手の減少率と年金受給者の増加分をスライド調整率と算定し、年金額を抑えるマクロ経済スライドを導入して持続できる年金制度としており、単に物価上昇率にあわせて改定することには課題があると。

緊急措置としてならば、緊急経済対策として定額減税ではなく、年金者にも恩恵が受けられるよう定額給付金制度を実施することにしており、物価上昇分1.4パーセントは確保されている状況である。また、無年金、低年金者に「生活支援金」を上乗せすることについては、莫大な財源が必要であり、税で負担すると重税につながることから、賛同できない。現在、無年金、低年金者については、社会保障制度審議会年金部会において、論議されているところであり、検討の推移を見守る必要がある。よって請願の趣旨に賛同できず反対します。

議長（西岡 正君） はい、他に。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） 金谷英志君。

6番（金谷英志君） 請願第1号、物価に見合う年金引き上げを求める原案賛成討論を行います。

高齢者の生活実態は、2007年、国民生活基礎調査によると、高齢者のみの世帯では、

43パーセントが年収200万円以下で100万円未満も17パーセントに上るという厳しい現実です。高齢者は、金持ちといった宣伝もなされていますが、国民年金しか受けていない人が910万人おり受給額は、平均で月4万6,600円に過ぎず、月2、3万円や無年金の人でも膨大な数に上ります。世帯主が65歳以上の高齢者の平均貯蓄額は、1,300万円となっていますが、これは、一部の大金持ちが平均を引き上げるためで、貯蓄なしを含めて500万円以下が3分の1以上を占めています。このような実態を見るなら、年金の引き上げは緊急を要するもので、現役世代にとっても年金制度への信頼性を高める上で重要であります。以上、原案賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） 他にございますか。
ないようですので、討論を終結いたします。
これより、請願第1号を採決いたします。この採決は、挙手によって行ないます。
請願第1号に対する、委員長の報告は否決であります。従いまして、原案について採決をいたします。
請願第1号、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、少数であります。よって、請願第1号、物価に見合う年金引き上げを求める請願書については、原案については否決されました。

日程第31．閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第31、閉会中の所管事務調査についてであります。
お諮りいたします。閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議ないと認めます。よって、そのように決めます。

議長（西岡 正君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。
お諮りします。これをもちまして今期定例会に付議されました案件は、全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第26回佐用町議会定例会はこれをもって閉会をいたします。
閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。
第26回の3月定例会におきましては、3月3日から本日まで23日間にかけて開催されました。その間、新年度予算案あるいは条例改正等各委員会においても十分ご審議をいただき適切妥当な答えが得られましたことを厚くお礼を申し上げます。

また、町長をはじめ職員の皆様方におかれましては、審議中いろんなご意見が出たと思いますが、執行に当たりまして十分お聞きをいただき執行に当たっていただきたいと思っております。

そして、また、後ほど、町長の方からもうろうかと思うんですが、総務課長の方から本日報告を受けておりますが、この3月31日付をもって18名の方が退職されるようでございます。内定年退職が16名、勤奨制度で2名、その中、課長級が9名いらっしゃるようであります。各合併前の4町で、お勤めいただき、また、新町に入りまして町発展のためにご尽力をいただきまして、本当にありがとうございました。これからも、1町民として、今までの知識を、また経験を十分いかしていただき、町発展のためにご協力をいただきますことをお願いを申し上げます。

まだまだ寒い日が続くわけですが、議員はじめ、また職員の皆さん方、お体を十分ご滋養いただきまして、それぞれの立場で町発展のために頑張ってくださいますことをお願いいたしまして閉会のあいさつといたします。

町長、あいさつをお願いします。

町長（庵道典章君） それでは、閉会に当たりまして一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

3月の、この定例議会に20年度の補正予算、そして21年度の各会計の予算ほか、青少年の育成センター等提出条例の方ですね、各条例案、たくさんの議案を提案をさせていただきましたけれども、議員の皆様方には、それぞれ慎重審議をいただきまして、全て可決としていただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

まあ、各会計予算につきましても、新田議員が賛成討論いただきましたように、一般会計におきましては、昨年度より若干減額になっておりますけれども、20年度の補正予算を併せますと130億を超えるですね、大きな予算でございます。この予算、できるだけですね、今の経済状況も踏まえて迅速に早く執行をして、適正に執行しながら、町民の皆様の生活の安定、また、この福祉の向上に向けてですね、最大限の努力をしていきたいというふうに考えております。

まあ、どうぞ、皆さん方、これから、また21年度、いろいろな問題がたくさん残って、山積しておりますけれども、ひとつご理解、またご協力を賜りますように、どうぞよろしくお礼を申し上げます。

経済状況もですね、非常にまあ、まだ不透明。非常に、まだまだ厳しさがですね、21年度更に増してくるのではないかなという懸念をしております。国におきましてもですね、はや既に21年度予算が一応成立をするわけですがけれども、その後直ぐにですね、また経済対策等の新たな対策も打ち出されるような状況もございます。町といたしましてもですね、そういう国の動向、また町内でのですね、状況も十分に注視しながらですね、必要な対策につきましても、21年度、年度途中、いろいろとまた、対策についても議会の皆様方とも協議をさせていただきながら、適切な対策、対応をとっていきたい。そうすることによって、町民の皆様の付託に応えていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお礼を申し上げます。

そういうことで、この20年度がですね、こうしてようやく無事終わらせていただきますけれども、21年度におきましても、皆様方におかれましては、是非、町民の皆さんのために、佐用町の更なる発展のためにですね、元気にご活躍をいただきますようにご祈念申し上げます。お礼のごあいさつとさせていただきます。

この議会と同時に、この20年度も非常にお世話になりましたけれども、本当にありがとうございました。

午前 11時40分 閉会
